

令和6年4月1日

令和6年度 部活動に係る活動方針

みなみ学園義務教育学校

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育活動の一環として、共通のスポーツや文化等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

2 策定の趣旨

本校においては、上記の「部活動の意義」を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育活動の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって大きな成果を上げてきた。また、「茨城県運動部活動の運営方針」や「笠間市立中学校・義務教育学校部活動運営方針」の改訂に伴い、本校の運営方針の改訂を行うこととした。様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、児童生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「部活動に係る活動方針」を定めることとする。

3 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

①生徒による主体的な企画・運営の導入

部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。

部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を可能な限り構築する。

②方針・計画・実績の公表

「部活動に係る活動方針」に則り、部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月

の活動計画及び活動実績（大会等の出場や結果）を作成し、校長に提出する。また、学校の部活動に係る活動方針及び活動計画・活動実績を、学校のホームページ等で公表する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

①安全対策について

生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃ 以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

②リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

③事故、体罰、ハラスメントの防止

校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 保護者・地域との連携

①部活動保護者会の実施

学校は、部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校及び各部の活動方針や年間スケジュール等を示し、理解を得る。

また、部活動外部指導者や部活動指導員が配置されている場合は、年度当初の部活動保護者会で紹介し、保護者と連携を図る。

②保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、部活動について相談しやすい雰囲気を醸成する。

4 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 活動時間の上限

- ①平日の活動時間は、2時間を上限とする。
- ②平日の「下校時刻」は下記のとおりとする。

下校時刻

月	下校時間（一斉下校）
5月～ 9月（秋分の前日日まで）	17時30分
9月（秋分の日）～ 10月、2月、3月	17時00分
4月、11月～1月	16時30分

- ③休業日の活動時間は、3時間を上限とする。
- ④1週間当たりの活動時間は、11時間を上限とする。
- ⑤活動時間には、準備や片付け、ミーティング等の時間は含まない。

(2) 休養日の設定

- ①原則として、月曜日、水曜日、土・日曜日のいずれかは部活動を行わない。
- ②長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。
- ③定期テスト3日前から前日までは、休養日とする。
- ④当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、生徒及び保護者の同意を得て、校長の承認を得た上で実施し、別の日に休養日を振り替える。
- ⑤休日に、練習試合や大会等により、3時間を超えて活動を実施した場合は、他の休日に休養日を振り替えるものとする。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り返ることも可とする。

(3) 朝の活動について

生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施しない。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、合計が1日の活動時間の上限の範囲内となるようにする。

※ 特例として朝の活動を実施する場合とは、次のいずれかとする。

A：大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り替える必要がある場合。

B：通常の部活動とは別に、市駅伝練習等の期間限定の活動を行う必要がある場合。

(4) 大会・コンクール等への参加数の精選

①大会参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。地域部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画を作成する。

②練習試合及び大会やコンクール等を行う、または参加する場合には、顧問は「実施・参加承認申請書」を校長に提出する。なお、生徒輸送として、顧問の自家用車を使わない。

5 活動学年・手続きについて

(1) 前期課程生による後期課程の部活動参加について

①後期課程の部活動は、9年生までの活動を見据えて6年生より活動に参加することができる。

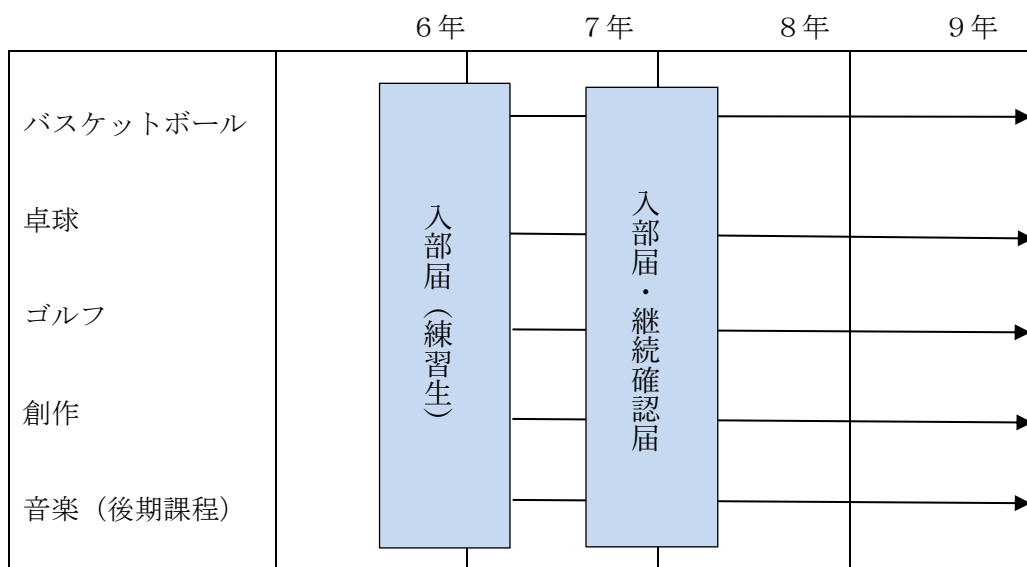
②後期課程の部活動に入部した前期課程生は、中体連等への大会に参加する資格を有しないことから、練習生として部活動に参加する。

③後期課程の部活動に参加する6年生が7年生に進級するときの転部は、原則不可とする。ただし、6年生まで前期課程の課外活動である、音楽部（前期課程）及びスナッグゴルフ部に所属していた児童については、年度内の活動終了後の入部を認める。

④兼部については、その部活動の特性や事情等を踏まえ、個別に相談・検討し対応する。

⑤やむを得ない理由で転部・休部・退部を望む場合は、顧問・学級担任に報告、相談した後、部活動主任が発行する届け出を作成する。部活動主任は校長へ届け出ることとする。

⑥入部届は、下の表の時期に部活動見学を行った上で、入部届もしくは継続確認届を提出し部活動に参加する。ただし、前期課程の課外活動（スナッグゴルフ、前期音楽部）に所属しているもので後期課程の部活動へ入部を希望する場合は、上記の⑤の過程を経て転部届を提出すること。



6 指導者について

(1) 複数顧問制

- ①顧問の監督のもと、活動を行う。
- ②顧問が不在時は、その他の職員が同席して実施するか、中止とする。
- ③学校が承認する外部指導者は、顧問の同席のもとで指導に当たる。
- ④生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導を原則とする。
- ⑤部活動指導員を活用する。顧問の同席なしで指導に当たることができる。練習試合等には顧問が同席すること。

7 地域移行の推進について

(1) 段階的な地域移行

各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

(2) 部活動時間の縮減等

活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。あわせて、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するために、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化する。校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参

加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

(3) 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組を始め、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。